

2015年4月吉日

販売店各位

プライム・スター株式会社

法人営業部

平成 26 年度補正予算 地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金  
(最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業)

性能証明書発行申請受けについて (ご案内、一部改定)

□ はじめに

本年、3月16日から地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金（以下「本補助金」という）の公募受付が始まりました。

「最新モデルエネルギー機器等導入支援事業（A 類型）」（以下「本事業」という）における、交付申請時の提出書類として、最新モデルかつ、一代前のモデルと比較して年平均 1% 以上の省エネ性能が確認できる機器等に対する『性能証明書』の提出が必要になります。

『性能証明書』は証明書発行団体により発行されることとなりますが、発行申請を行うには、当該機器等の省エネルギー性能や同一製造メーカー内の最新モデルと一代前のモデルを明示する必要がある為、製造メーカーで行うこととしています。

ここで、弊社といたしましても対象となり得る最新モデル製品について『性能証明書』発行申請の受け付けを実施することと致しました。

具体的な発行申請手順を以下に記しますのでご参照ください。

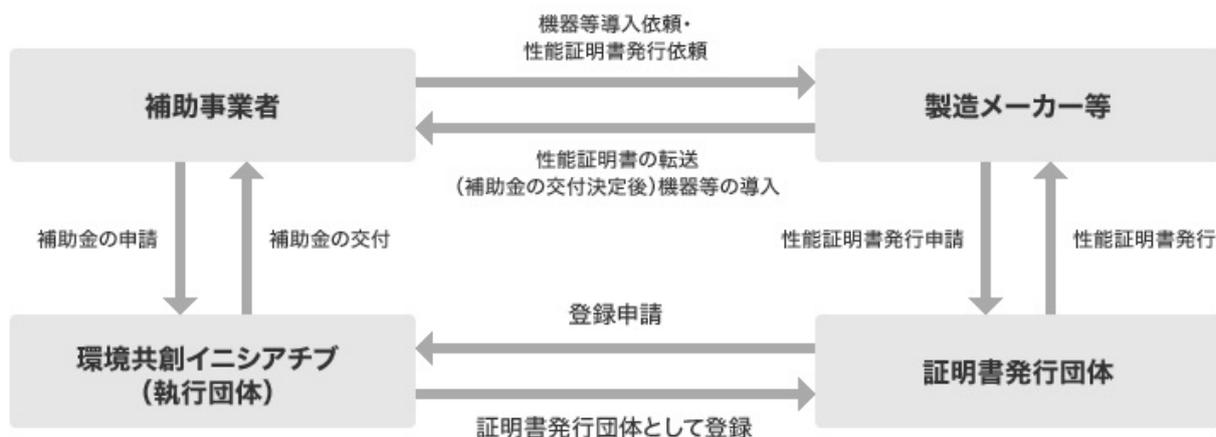
尚、本補助金に関する執行団体は一般社団法人環境共創イニシアチブとなります。随時ホームページ上で最新情報が更新されますのでご確認をお願い致します。

一般社団法人環境共創イニシアチブホームページ：[https://sii.or.jp/category\\_a\\_26r/](https://sii.or.jp/category_a_26r/)

\* 『補助金の申請』タブをご覧ください。

資料 3 点「公募要領」「交付申請の手引き」「よくあるご質問と回答」をご確認下さい。

□ 事業全体のスキーム



□ 『性能証明書』発行申請手順

1. 別紙の「最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業向け 性能証明書発行依頼書」に必要事項を正確にご記入いただき、メールにて弊社営業担当までお申込みください。

必要事項

① **販売店様情報**：会社名／ご担当者名／メールアドレス／電話番号

② **補助事業者様情報**：名称

※補助対象となる機器等を導入・設置する事業を「補助事業」と呼び、その補助事業を実施する事業者を補助事業者と呼びます。

※補助事業者名を法人格から正しく入力してください。

(株)等の省略は不可。省略せず、法人・商業登記簿謄本の記載と一致させてください。

③ **申請事業所情報**：名称／住所

※機器等を導入・設置する事業所名を入力してください。

※事業所の丁目・番地、建物名や部屋番号がある場合は必ずご記入ください。

※同一事業者による申請事業所が複数ある場合、事業所ごとに依頼書をご記入・送信してください。

④ **導入機器情報**：製品名／型番／数量／単位

※本事業対象となり得る弊社製品は、別紙をご参照ください。

⑤ **性能証明書ご郵送先**：会社名／ご担当者名／部署名／電話番号／住所

2. ご提出いただきました、性能証明書発行申請書に基づき、弊社から証明書発行団体へ必要書類を郵送にて提出し、性能証明書の交付申請を行います。
3. 証明発行団体に申請後、製品が要件を満たしていることの要件審査が行われます。要件審査を満たしていた場合、証明書発行団体が性能証明書に押印（発行）します。押印済みの製品証明書は、証明書発行団体から弊社に返送されます。
4. 弊社に押印（発行）された性能証明書が届き次第、販売店様へ発行された旨のご報告をします。あわせて、同時に押印された性能証明書を性能証明書発行申請書に記載された御指定場所へ郵送致します。

#### □ その他、ご注意事項

1. 補助金交付決定以前に着手（発注・契約）された事業については補助対象外となります。
2. 性能証明書の発行は、申請後の証明書発行団体による要件審査を経て発行可否が決定しますので、申請を行えば必ず発行できるものではありません。
3. 性能証明書は1事業所ごとに、かつ、機器等・型番ごとに取得することが必要となります。尚、複数事業所をまとめて一括申請する場合は同じ機器等・型番であっても事業所ごとに取得する必要があります。
4. 性能証明書発行依頼書の内容（型番・数量）と補助金申請時の内容が必ず一致する内容で依頼書を作成してください。
5. 同一の事業者は、本事業期間において原則1回のみ申請を行うことができます。
6. 本事業の補助金交付金額の上限は1.5億円、下限は50万円になります。
7. G13口金の直管型LEDランプ単体やソケット型（E39口金、E26口金）は、消耗品（光源単体）扱いとなるため、本補助金の対象外となります。Reachは脱着防止ソケット（JIS）を装着した灯具（PSE）とセットでの申請および購入が対象となります。対象商品一覧表をご確認ください。

8. 屋外で使用される照明器具の場合、既存建物（建物登記で確認できること）に設置されるものについては対象となりますが、建物から離れたポールに設置される場合や、街灯、広告、看板に使われる場合は補助対象外となります。
9. 証明書発行団体では、機器（製品）の事前登録は受け付けておりません。
10. 申請費用につきましては、当社が負担いたします。

以上